

生駒市条例第18号

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年6月生駒市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 令和5年1月から同年3月までの月数分の政務活動費は、第3条第1項の規定にかかわらず、交付しない。この場合における同条第2項の規定の適用については、同項中「各半期の最初の月に、当該半期に属する」とあるのは、「令和4年10月に、同月から同年12月までの」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。